

熊本県バレーボール協会中学部会 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本部会は、熊本県バレーボール協会中学部会（以下、中学部会と略称する。）と称する。

第2条 中学部会の事務局を、部長が勤務する学校に置く。

第2章 目的

第3条 中学部会は熊本県バレーボール協会（以下、県協会と略称する。）の規約に基づき、県協会と連携し、県下中学生のバレーボールの普及発展を図り、指導者の指導力向上、中学生の競技力向上、並びにスポーツ文化の昂揚、人格形成に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 中学部会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1) 県協会等が主催する中学生バレーボール大会の運営
- 2) 本県強化（代表）選手の選考、推薦および強化練習会の運営
- 3) 県中体連大会への役員、審判協力
- 4) 都道府県対抗中学バレーボール大会に関する事項
- 5) その他本部会の目的を達成するために必要な事項

第4章 部員及び組織

第5条 中学部会の部員は、各ブロック責任者の推薦を受け、理事会において決定し、部員は中学部の組織の充実を図り、定められた業務を執行する。

第5章 役員等

第6条 本中学部会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| 1) 部長 | 1 名 |
| 2) 副部長 | 2 名 |
| 3) 理事 | 若干名 |
| 4) ブロック責任者 | 8 名 |
| 5) 各郡市代表連絡員 | 11名 |

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員欠員の時は、原則として補充する。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 部長は中学部会を代表し、協会等の諸会議に出席する。

第9条 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

第10条 理事は、部長・副部長・各業務委員会の委員長・副委員長とする。

理事は、理事会を構成し、委任された事項を審議し執行する。

各委員長は、県協会理事を兼ねる。

第11条 ブロック責任者は、4ブロック（熊本市、県北、県南、宇城・天草）から、理事会において推薦し決定する。

第6章 会 議

第12条 本会の重要事項を審議するために、次の会議を置く。

- 1) 中学部会総会（部会）
- 2) 理事会

第13条 部会は、年2回（1月、5月）部長が召集し重要事項を審議し、最終決定とする。

第14条 理事会は、部長が召集し、重要事項を審議並びに会務の執行に当たる。

第7章 業務委員会

第15条 第3章第4条に定める業務を遂行するため、次の部会を置く。

- 1) 総務委員会
 - 2) 競技委員会
 - 3) 審判委員会
 - 4) 強化委員会
 - 5) 指導・普及委員会
- 2 委員会の構成は、本部員の中から、理事会で推薦する。
 - 3 業務委員会に次の役員を置くことができる。
(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 若干名
 - 4 委員長・副委員長は、中学部員の中から理事会の承認を経て部長が委嘱する。
 - 5 委員長は委員会を代表し委任された事項を審議し執行する。
委員長は部長の了承を得て委員会を召集することができる。

附 則

第16条 本規約は、中学部総会で承認がなければ変更できない。

第17条 本規約は、平成24年4月1日より施行する。